

第 6555 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 11月 4日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 消費税における住宅の貸付けに係る非課税範囲

Q : 消費税では住宅の貸付けは非課税ですが、その範囲はどのようになっているのですか？

A : 次のようになっています。

【解説】

消費税における住宅の貸付けに係る非課税範囲は、貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされている場合のほか、契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合にその貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合も含まれます。

たとえば、次のような場合がこれに該当します。

- ①住宅の賃借人が個人であって、その住宅が人の居住の用に供されていないことを賃貸人が把握していない場合
- ②住宅の賃借人がその住宅を第三者の転貸している場合であって、その賃借人と入居者である転借人との間の契約において人の居住の用に供することが明らかにされている場合
- ③住宅の賃借人がその住宅を第三者に転貸している場合であって、その賃借人と入居者である転借人との間の契約において貸付けに係る用途が明らかにされていないが、その転借人が個人であって、その住宅が人の居住の用に供されていないことを賃貸人が把握していない場合



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】